

入善都市計画区域マスタープラン(入善都市計画整備、開発及び保全の方針)

現行（平成 25 年 3 月）	見直し案※赤字が能登半島地震前の変更箇所 青地が今回（能登半島地震を踏まえた）変更箇所
第 2 章入善都市計画区域	第 2 章入善都市計画区域
1 都市計画の目標	1 都市計画の目標
1）都市づくりの基本理念	1）都市づくりの基本理念
①現況と課題	①現況と課題
本区域は富山県の北東部に位置し、黒部川により形成された扇状地に広がる区域である。北は日本海に面し、区域の大部分を占める平坦地には、散居村が展開し、また、海岸に近い地域では地下水が自噴しているなど、海と川、地下水などの水に恵まれた区域である。 人口は近年減少傾向にあり、若者の流出防止やＵターン者の受け入れ体制など定住対策が課題となっている。 商業については、郊外部での大型店の出店などにより中心市街地の衰退がみられ、その活性化が課題となっている。 交通基盤に関しては、おおむね格子状の道路網が構築されているが、一般国道 8 号に代表される都市内道路において交通混雑がみられることから、新川地域の一層の連携を図るため、一般国道 8 号バイパスの整備などが課題となっている。	本区域は富山県の北東部に位置し、黒部川により形成された扇状地に広がる区域である。北は日本海に面し、区域の大部分を占める平坦地には、散居村が展開し、また、海岸に近い地域では地下水が自噴しているなど、海と川、地下水などの水に恵まれた区域である。 人口は近年減少傾向にあり、若者の流出防止やＵターン者の受け入れ体制など定住対策が課題となっている。 商業については一般国道 8 号沿道への大型店の出店などにより中心市街地の衰退がみられ、その活性化が課題となっている。 交通基盤に関しては、おおむね格子状の道路網が構築されているが、一般国道 8 号に代表される都市内道路において交通混雑がみられることから、新川地域の一層の連携を図るため国において一般国道 8 号バイパスの整備が進められている。また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、避難経路の渋滞などが発生したことから、発災時の確実な避難活動のためハード・ソフト一体となった対策が必要となっている。
②都市計画の基本理念	②都市計画の基本理念
黒部川扇状地が育んできた自然環境や田園空間を守りながら、中心市街地の再生により地域の活性化を図り、人々が快適で安心して暮らせるまちの実現に向け、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～扇状地の水と恵みを活かし、うるおい・豊かさ・にぎわいを感じるまち 入善～ ○ 農地や自然と調和したうるおいある都市づくり ○ 安全で快適に暮らせる豊かな都市づくり ○ 人々の活気とにぎわいがあふれる都市づくり	黒部川扇状地が育んできた自然環境や田園空間を守りながら、中心市街地の再生により地域の活性化を図り、人々が快適で安心して暮らせるまちの実現に向け、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～扇状地の水と恵みを活かし、うるおい・豊かさ・にぎわいを感じるまち 入善～ ○ 農地や自然と調和したうるおいある都市づくり ○ 安全で快適に暮らせる豊かな都市づくり ○ 人々の活気とにぎわいがあふれる都市づくり
○農地や自然と調和したうるおいある都市づくり	○農地や自然と調和したうるおいある都市づくり
優良な農地や自然環境を保全しつつ、まちの魅力が集積するコンパクトな都市づくりを推進する。	優良な農地や自然環境を保全しつつ、まちの魅力が集積するコンパクトな都市づくりを推進する。
○安全で快適に暮らせる豊かな都市づくり	○安全で快適に暮らせる豊かな都市づくり
道路、公園などの都市施設の整備や、災害に強い都市づくりを推進する。	道路、公園などの都市施設の整備や、災害に強い都市づくりを推進する。

○人々の活気とにぎわいがあふれる都市づくり まちの魅力を高めるとともに、地域を活性化する商工業の振興を進め、人々の活気とにぎわいがあふれる都市づくりを推進する。	○人々の活気とにぎわいがあふれる都市づくり まちの魅力を高めるとともに、地域を活性化する商工業の振興を進め、人々の活気とにぎわいがあふれる都市づくりを推進する。
２）地域毎の市街地像	２）地域毎の市街地像
本区域の都市構造は、市街地部と農村部の２地域に区分できる。それぞれの市街地像は以下のとおりである。	本区域の都市構造は、市街地部と農村部の２地域に区分できる。それぞれの市街地像は以下のとおりである。
①市街地部	①市街地部
J R入善駅を中心として、一般国道８号や県道魚津生地入善線を東西の軸として、県道入善宇奈月線を南北の軸として発展してきた地域である。 駅前周辺や駅前から延びるシンボルロード（都市計画道路中央通り線）沿道の商業の集積や業務拠点の充実により、中心部の賑わいの創出に努める。また、まちなかの歩行環境整備の促進や市街地中心部の南北を連絡する道路の整備などにより、利便性の高い魅力ある市街地の形成を図る。	<u>あいの風とやま鉄道線</u> 入善駅を中心として、一般国道８号や県道魚津生地入善線を東西の軸として、県道入善宇奈月線を南北の軸として発展してきた地域である。 <u>入善</u> 駅前周辺や駅前から延びるシンボルロード（都市計画道路中央通り線）沿道の商業の集積や業務拠点の充実により、中心部の賑わいの創出に努める。また、まちなかの歩行環境整備の促進や市街地中心部の南北を連絡する道路の整備などにより、利便性の高い魅力ある市街地の形成を図る。
②農村部	②農村部
区域南西部の農村集落は、特徴的な散居村の形態をなし、黒部川扇状地に広がることから、この水と緑に恵まれた田園風景を保全しながら、活性化を図る。	区域南西部の農村集落は、特徴的な散居村の形態をなし、黒部川扇状地に広がることから、この水と緑に恵まれた田園風景を保全しながら、活性化を図る。
３）目標年次	３）目標年次
本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。	本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を <u>令和 23（2041）年</u> とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を <u>令和 13 年（2031）年</u> とする。
２ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	２ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
１）区域区分の決定の有無	１）区域区分の決定の有無
本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は平成 17 年現在 28,005 人であり、近年減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。ただし、これまで用途地域内においては人口が減少している一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては人口が増加しているため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。 このため、用途地域内においては、計画的な街路整備等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。	本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は、 <u>平成 27（2015）年現在 25,335 人であり、近年</u> 減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。 <u>これまで、用途地域内への人口誘導が課題となっていたが、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組んできた結果、用途地域内の人口は近年増加している。</u> また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、 <u>今後</u> 人口の減少が予想され、 <u>今後とも</u> 区域内の土地利用の

また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。
3 主要な都市計画の決定の方針	3 主要な都市計画の決定の方針
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
①主要用途の配置の方針	①主要用途の配置の方針
黒部川扇状地に広がる豊かな田園環境と、都市的土地利用との調和のとれたうるおいとゆとりのある生活環境を創出するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により計画的な土地利用の整序を図る。	黒部川扇状地に広がる豊かな田園環境と、都市的土地利用との調和のとれたうるおいとゆとりのある生活環境を創出するため、<u>立地適正化計画に基づき</u>、用途地域をはじめとする計画的な土地利用の<u>規制・誘導</u>により整序を図る。
a 商業地	a 商業地
入善駅周辺に商店街が形成されているが、郊外型店舗の進出に伴う購買力の流出により、空洞化が目立ち、中心商店街の活性化が求められている。 このことから、中核的な商業・業務地は、入善駅から一般国道 8 号までの都市計画道路中央通り線の沿道に集積を図り、商業・業務空間の形成を図る。 また、既存商業地の立ち並ぶ地区は生活に密着した商業地として機能の維持を図る。 なお、沿道商業施設の立地がみられる一般国道 8 号沿道には、中心市街地との役割分担を図りながら、適正な規模の施設立地を誘導する。	<u>あいの風とやま鉄道線</u>入善駅周辺に商店街が形成されているが、郊外型店舗の進出に伴う購買力の流出により、空洞化が目立ち、中心商店街の活性化が求められている。 このことから、中核的な商業・業務地は、入善駅から一般国道 8 号までの都市計画道路中央通り線<u>沿道への</u>集積を図り、商業・業務空間の形成を図る。 また、既存商業地の立ち並ぶ地区は生活に密着した商業地として機能の維持を図る。 なお、沿道商業施設の立地がみられる一般国道 8 号沿道には、中心市街地との役割分担を図りながら、適正な規模の施設立地を誘導する。
b 工業地	b 工業地
市街地の南北に立地する既設の大規模工場周辺や、町道平曾川国道線周辺に工業地を配置し、工業基盤の充実と流通業務施設の集積を図る。 なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。	市街地の南北に立地する既設の大規模工場周辺や、町道平曾川国道線周辺に工業地を配置し、工業基盤の充実と流通業務施設の集積を図る。 <u>また、入善町の玄関口となる北陸自動車道入善スマートインターチェンジ周辺を「業務立地誘導地区」とし、市街地とのアクセス性を踏まえ、既存産業と連携した産業・業務機能の集積を目指す。</u> なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。
c 住宅地	c 住宅地
現状の市街化状況を勘案し、商業地の周辺に住商混在型の住宅地、その外側に住宅専用地を配置する。 駅前周辺等の密集市街地は、地域の実情に応じた適切な事業の導入により、空間的にゆとりある住宅地への再編を図る。 また、市街地東西に分布するまとまった未利用地を持つ地区については、土地区画整理事業等により計画的な住宅地の形成を図る。	現状の市街化状況を勘案し、商業地の周辺に住商混在型の住宅地、その外側に住宅専用地を配置する。 <u>あいの風とやま鉄道線入善</u>駅前周辺等の密集市街地は、地域の実情に応じた適切な事業の導入により、空間的にゆとりある住宅地への再編を図る。 また、<u>既存のまとまった未利用地については、人口の流出を抑制し、若者の定住を図るため、民間宅地開発事業等を活用した優良宅地の供給など、宅地開発を誘導する。</u>
②土地利用の方針	②土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針	a 土地の高度利用に関する方針
駅前周辺は、必要に応じて土地の高度利用などを進め、住民の多様なニーズに対応した魅力ある中心市街地整備に努める。	<u>あいの風とやま鉄道線入善</u> 駅前周辺は、必要に応じて土地の高度利用などを進め、住民の多様なニーズに対応した魅力ある中心市街地整備に努める。
b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
住居系用途地域内において、住・商・工が混在し、住宅環境を阻害している地区がみられる。今後は、良好な居住環境を創出するため、用途地域の見直しなどを進め、用途純化を促進する。	住居系用途地域内において、住・商・工が混在し、住宅環境を阻害している地区が <u>ある場合は</u> 、良好な居住環境を創出するため、用途地域の見直しなどを <u>進める。</u>
c 居住環境の改善又は維持に関する方針	c 居住環境の改善又は維持に関する方針
駅前周辺は密集市街地となっていることから、空間的にゆとりある住宅地とする。 また、市街地において、地区計画の導入などによる良好な居住環境の形成を進め、定住人口の増加を図るとともに、世帯数の増加、高齢世帯の増加に対応した、安全で質の高い居住環境の整備を図る。	<u>あいの風とやま鉄道線入善</u> 駅前周辺は密集市街地となっていることから、空間的にゆとりある住宅地とする。 また、市街地においては、 <u>立地適正化計画に基づき</u> 良好な居住環境の形成を進め、定住人口の増加を図るとともに、 <u>世帯数や高齢世帯</u> の増加に対応した、安全で質の高い居住環境の整備を図る。
d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
本区域は都市内においても豊かな自然環境に恵まれており、黒部川扇状地や湧水群の自然環境を活かした公園など、地域の個性を発揮した公園、緑地の一層の整備・拡充を図る。	本区域は都市内においても豊かな自然環境に恵まれており、黒部川扇状地や湧水群の自然環境を活かした公園など、地域の個性を発揮した公園、緑地の一層の整備・拡充を図る。
e 優良な農地との健全な調和に関する方針	e 優良な農地との健全な調和に関する方針
本区域の特徴である散居村の形態をなす集落や優良農地については、積極的にその保全に努めるとともに、無秩序な市街化を抑制し、都市と農村との調和を図る。	本区域の特徴である散居村の形態をなす集落や優良農地については、積極的にその保全に努めるとともに、無秩序な市街化を抑制し、都市と農村との調和を図る。
f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
本区域では洪水や高波による水害が多いことから、護岸や防波堤などの整備を進める。 また、区域内には急傾斜地崩壊危険箇所が数多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。	本区域では洪水や高波による水害が多いことから、護岸や防波堤などの <u>整備を進める。</u> <u>ハード整備に加え、防災訓練の実施等による町民の防災意識の向上などソフト面からも防災・減災体制の強化に努める。</u> また、区域内には急傾斜地崩壊危険箇所が数多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく <u>土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については</u> 開発の抑制に努める。 <u>また、本区域は黒部川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていることから、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保などの取組みにより、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。</u>
g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
黒部川とその流域に広がる扇状地には、美しい散居村の景観をなす優良な農地や貴重な自然が残されていることから、本区域の環境形成の核として今後も保全に努めていく。	黒部川とその流域に広がる扇状地には、美しい散居村の景観をなす優良な農地や貴重な自然が残されていることから、本区域の環境形成の核として今後も保全に努めていく。

h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
用途地域内における未利用地の活用に努めるとともに、計画的な面的整備事業等を検討し、計画的な土地利用の実現を図る。 更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。 特に、既成市街地の東側については、新たな都市的土地利用の展開が進んでいるため、用途地域の拡大を検討するなど、適正な土地利用の誘導によって、良好な都市環境の形成を目指す。	用途地域内における未利用地の活用に努めるとともに、<u>必要に応じて</u>面的整備事業等を検討し、計画的な土地利用の実現を図る。 <u>また</u>、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画や特定用途制限地域などの指定<u>を検討し</u>、適正な土地利用<u>の規制・誘導</u>を図る。 特に、既成市街地の東側については、新たな都市的土地利用の展開が進んでいるため、用途地域の拡大を検討するなど、適正な土地利用の誘導によって、良好な都市環境の形成を目指す。 <u>さらに、市街地部の人口密度を維持し、持続可能な都市形成を推進するため、市街地内に点在する低未利用地や空き家等の既存ストックの有効活用に向けた、立地適正化計画に基づく各種施策の取組み強化及び新制度の検討を行う。</u>
2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
2—1）交通施設の都市計画の決定の方針	2—1）交通施設の都市計画の決定の方針
①基本方針	①基本方針
本区域には、東西方向の主要幹線道路として、一般国道 8 号や県道魚津生地入善線が、南北方向の主要幹線道路として、県道入善宇奈月線が、また、市街地の南側には北陸自動車道入善スマートインターチェンジが配置されており、それぞれ都市間連携を担う役割を果たしている。 東西方向の主要幹線道路に関しては、一般国道 8 号の朝夕の交通混雑が一層激しさを増しているほか、県道魚津生地入善線など他の道路にも混雑が見られることから、交通の円滑化に努めるものとする。 都市内においては、一般国道 8 号と交差する南北方向の道路整備が遅れており、加えて、J R 北陸本線が市街地の中央を通り、市街地を南北に分断していることから、市街地を南北に連絡する幹線道路を配置し、一体的な市街地形成を図る。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内には J R 北陸本線の入善駅など 2 駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。	本区域には、東西方向の主要幹線道路として、一般国道 8 号や県道魚津生地入善線が、南北方向の主要幹線道路として、県道入善宇奈月線が、また、市街地の南側には北陸自動車道入善スマートインターチェンジが配置されており、それぞれ都市間連携を担う役割を果たしている。 東西方向の主要幹線道路に関しては、一般国道 8 号の朝夕の交通混雑が<u>発生</u>しているほか、県道魚津生地入善線など他の道路にも混雑が見られることから、交通の円滑化に努めるものとする。 都市内においては、一般国道 8 号と交差する南北方向の道路整備が遅れており、加えて、<u>あいの風とやま鉄道線</u>が市街地の中央を通り、市街地を南北に分断していることから、市街地を南北に連絡する幹線道路を配置し、一体的な市街地形成を図る。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内には<u>あいの風とやま鉄道線</u>の入善駅など 2 駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針
東西方向の主要幹線道路として、入善黒部バイパスを含む一般国道 8 号及び県道魚津生地入善線を配置し、東西方向の交通混雑の緩和を図る。 また、市街地の南北連携を図るため、一般国道 8 号とあわせて、都市計画道路上野吉原線、都市計画道路君島櫛山線、都市計画道路吉原君島線を外環状道路として配置するほか、外環状道路と中心市街地とを連絡するため、都市計画道路中央通り線を配置するなど、円滑な道路網の構築を図る。 このほか、歩道のバリアフリー化など市街地内の歩行空間を改善し、子供から老人まで歩いて暮らせるまちづくりに努める。	東西方向の主要幹線道路として、入善黒部バイパスを含む一般国道 8 号及び県道魚津生地入善線を配置し、東西方向の交通混雑の緩和を図る。 また、市街地の南北連携を図るため、一般国道 8 号とあわせて、都市計画道路上野吉原線を外環状道路として配置するほか、外環状道路と中心市街地とを連絡するため、都市計画道路中央通り線を配置するなど、円滑な道路網の構築を図る。 このほか、歩道のバリアフリー化など市街地内の歩行空間を改善し、<u>子ども</u>から<u>高齢者</u>まで歩いて暮らせるまちづくりに努める。 また、公共交通については、入善駅の交通結節点としての機能を高めることにより、利用者

また、公共交通については、入善駅の交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、現在導入されているコミュニティバスの利便性の向上を図るなど、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。	の利便性の向上を図る。更に、 デマンド交通の利用促進や路線バスの利用促進に努め、現在導入されている コミュニティバスの利便性の向上を図るなど、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>道 路</td><td>3・3・10 国道 8 号線 3・4・6 上野吉原線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・3・10 国道 8 号線 3・4・6 上野吉原線	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>道 路</td><td>3・4・6 上野吉原線 3・3・10 国道 8 号線 <u>3・3・11 入善黒部魚津 8 号バイパス</u> <u>3・6・8 入善駅国道線</u></td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・4・6 上野吉原線 3・3・10 国道 8 号線 <u>3・3・11 入善黒部魚津 8 号バイパス</u> <u>3・6・8 入善駅国道線</u>
種 別	名 称								
道 路	3・3・10 国道 8 号線 3・4・6 上野吉原線								
種 別	名 称								
道 路	3・4・6 上野吉原線 3・3・10 国道 8 号線 <u>3・3・11 入善黒部魚津 8 号バイパス</u> <u>3・6・8 入善駅国道線</u>								
2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針	2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
a 下水道	a 下水道								
快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。	快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、 未整備区域における整備促進を図るとともに下水道施設の長寿命化対策を推進し、 <u>計画的かつ効率的な維持管理を図る。</u> 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に <u>施設の維持管理や統合を図る。</u> 雨水については、速やかな排除を図り、浸水被害の防止に努める。								
b 河川	b 河川								
浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
a 下水道	a 下水道								
汚水については、市街地の未整備地区の早期完了及び市街地周辺の農村部の整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図る。	汚水については、 <u>市街地の未整備地区の早期完了及び市街地周辺の農村部の整備を主体に進め、施設の効率化や低コスト化など適正な管理運営の維持に努める。整備及び処理施設の整備が完了しているため、今後は、適切な維持管理、修繕及び更新を図る。</u>								

b 河川	b 河川								
各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、黒部川、小川、舟川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、黒部川、小川、舟川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>入善公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	入善公共下水道	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>入善公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	入善公共下水道
種 別	名 称								
公共下水道	入善公共下水道								
種 別	名 称								
公共下水道	入善公共下水道								
2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針	2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針								
住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。								
3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針								
①主要な市街地開発事業の決定の方針	①主要な市街地開発事業の決定の方針								
自然との調和を図りながら都市基盤の整備や良好な居住環境の形成を促進するため、住民の積極的な参加のもとに地区計画や建築協定などを取り入れることにより、有効な土地利用と秩序ある市街地の発展を進める。 また、中心市街地の活性化を図るため、密集市街地の改善が必要な地域及び未利用地が多く都市基盤整備の不十分な地域においては、民間活力の活用を視野に入れた面的整備事業の検討を積極的に行い、住宅需要、地権者の土地利用についての意向などを勘案しながら事業化を目指すものとする。	自然との調和を図りながら都市基盤の整備や良好な居住環境の形成を促進するため、住民の積極的な参加のもとに地区計画や建築協定などを取り入れることにより、有効な土地利用と秩序ある市街地の発展を進める。 また、中心市街地の活性化を図るため、密集市街地の改善が必要な地域及び未利用地が多く都市基盤整備の不十分な地域においては、民間活力の活用を視野に入れた面的整備事業の検討を積極的に行い、住宅需要、地権者の土地利用についての意向などを勘案しながら事業化を目指すものとする。								
4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
本区域は、黒部川によって形成された扇状地が海岸線まで広がり、北アルプスから流れる清流、豊かな水辺空間、本区域の特徴である散居村などの美しい自然環境や田園空間に恵まれていることから、今後ともこれらの地域資源の保全と活用に努めるものとする。 また、海岸線を海辺環境軸、黒部川や小川を川辺環境軸と位置づけ、親水空間の創出を図るとともに、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公	本区域は、黒部川によって形成された扇状地が海岸線まで広がり、北アルプスから流れる清流、豊かな水辺空間、本区域の特徴である散居村などの美しい自然環境や田園空間に恵まれていることから、今後ともこれらの地域資源の保全と活用に努めるものとする。 また、海岸線を海辺環境軸、黒部川や小川を川辺環境軸と位置づけ、親水空間の創出を図るとともに、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公								

園・緑地の整備を推進する。	園・緑地の整備を推進する。
②主要な緑地の配置の方針	②主要な緑地の配置の方針
a 環境保全系統の配置の方針	a 環境保全系統の配置の方針
黒部川や扇状地などの自然環境は、生態系の保護の観点から、その保全に努める。 また、舟見山、舟川流域一帯や入善神社などのほか、市街地北部に位置する「杉沢の沢スギ」や「じょうべのま遺跡」、東南部に位置する「下山芸術の森」などを住民が身近に感じられる緑として保全する。	黒部川や扇状地などの自然環境は、生態系の保護の観点から、その保全に努める。 また、舟見山、舟川流域一帯や入善神社などのほか、市街地北部に位置する「杉沢の沢スギ」や「じょうべのま遺跡」、東南部に位置する「下山芸術の森」などを住民が身近に感じられる緑として保全する。
b レクリエーション系統の配置の方針	b レクリエーション系統の配置の方針
広域的なレクリエーション需要に対応できる大規模な緑地施設として入善町中央公園、青野自然公園、墓ノ木自然公園を配置する。また、市街地付近における緑地施設として下上野公園や入善南公園などを配置する。 これらの施設を有機的に連絡するために、緑道や河川緑地、海岸緑地、街路樹のある道路などをレクリエーションネットワークとして配置し、その整備に努める。	広域的なレクリエーション需要に対応できる大規模な緑地施設として入善町中央公園、青野自然公園、墓ノ木自然公園を配置する。また、市街地付近における緑地施設として下上野公園や入善南公園などを配置する。 これらの施設を有機的に連絡するために、緑道や河川緑地、海岸緑地、街路樹のある道路などをレクリエーションネットワークとして配置し、その適切な管理に努める。
c 防災系統の配置の方針	c 防災系統の配置の方針
大規模斜面は豪雨時の土砂流出、崩壊などが懸念されることから、防災上重要な緑地として位置づけ、森林の持つ災害防止機能の維持・充実を図る。	大規模斜面は豪雨時の土砂流出、崩壊などが懸念されることから、防災上重要な緑地として位置づけ、森林の持つ災害防止機能の維持・充実を図る。
d 景観構成系統の配置の方針	d 景観構成系統の配置の方針
水田と屋敷林による田園景観、社寺林など地域の歴史的景観、更に、黒部川扇状地の扇端部の自噴井戸群は、本区域特有の景観であることから、今後も活用・保全に努める。	水田と屋敷林による田園景観、社寺林など地域の歴史的景観、更に、黒部川扇状地の扇端部の自噴井戸群は、本区域特有の景観であることから、今後も活用・保全に努める。